

平成23年4月28日 口頭弁論終結

平成23年6月30日言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年(〇〇)第●●号 不当利得返還請求事件

判	決
原 告	X
被 告	国

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、金231万2300円及びこれに対する平成13年1月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が被告に対し、勝手に他人の保証人とされて、別紙物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）の売買代金債権の一部から、その租税の徴収を受けたと主張し、これが不当利得にあたるとして、同額の支払を求める事案である。

1 前提となる事実

(1) 本件土地の帰属

ア 昭和43年5月22日、本件土地（ただし、昭和58年11月16日分筆前、平成18年1月1日行政区画変更前の島尻郡具志頭村畑1926平方メートル）について、同月20日売買を原因として、Aが所有権移転登記を経

由した。（甲１の１・２、弁論の全趣旨）

イ 平成２年５月９日、原告とＡは、本件土地について、原告がＡから代金８５２万円で買い受ける旨の売資契約を締結した。（甲２、弁論の全趣旨）

ウ 平成１２年１２月２１日、平成４年１２月２６日に死亡したＡの相続財産について、那覇家庭裁判所（平成●●年（〇〇）第●●号）により、相続財産管理人が選任された。（甲４、５、弁論の全趣旨）

エ 平成１３年５月３１日、本件土地について、平成４年１２月２６日相続人不存在を原因として、登記名義人の表示を亡Ａ相続財産に変更する旨の登記がされた。（甲１の１、弁論の全趣旨）

オ 平成１３年７月５日、那覇簡易裁判所（平成●●年（〇〇）第●●号）において、原告と亡Ａ相続財産管理人との間で、本件土地について、亡Ａ相続財産管理人が原告に対し、所有権を有することを確認し、平成２年５月９日時効取得を原因とする所有権移転登記手続をする旨の調停が成立した。（甲６、弁論の全趣旨）

カ 平成１３年７月９日、本件土地について、平成２年５月９日時効取得を原因として、原告が所有権移転登記を経由した。（甲１の１、弁論の全趣旨）

キ 平成１３年１２月１３日、原告と沖縄県は、本件土地について、農業農村整備事業のため、沖縄県が原告から代金１４４４万３０００円で買い受ける旨の売買契約を締結し、原告は、沖縄県に対し、同額の代金債権（以下「本件債権」という。）を取得した。（甲８、弁論の全趣旨）

ク 平成１３年１２月１４日、本件土地について、同月１３日売買を原因として、沖縄県が所有権移転登記を経由した。（甲１の１・２、弁論の全趣旨）

（２）租税の徴収

ア 平成２年７月１７日、本件土地について、Ａに対する租税債権に基づき、同月１３日那覇税務署差押を原因として、大蔵省の差押登記が記入された。（甲１の１、弁論の全趣旨）

イ 平成１３年１１月１日、那覇税務署長は、原告に対し、同日付け納付通知書を送付し、その納付通知書には、納税者を亡Ａ相続財産管理人、税目を申告所得税、納期限を平成２年３月１５日、本税を１１８万６０００円とする租税について、保証人の原告において、平成１３年１２月１日の給付期限までに申告所得税及び延滞税の納付を求める旨が記載されていた。（甲７、弁論の全趣旨）

ウ 平成１３年１２月１４日、同日解除を原因として、前記アの差押登記が抹消された。（甲１の１、弁論の全趣旨）

エ 平成１３年１２月２１日、北那覇税務署長は、原告に対し、原告の申告所得税、消費税及び延滞税にかかる確認した債権額２３２万５３９９円について、同月１４日にされた本件債権に対する差押えに基づく同額の配当を受け、この配当額を上記租税に充当する処分をした。（甲９、１１、弁論の全趣旨）

オ 平成１３年１２月２１日、那覇税務署長は、原告に対し、主たる滞納者をＡ、保証人を原告として、平成２年３月１５日を納付期限とするＡの申告所得税及び延滞税にかかる確認した債権額２３１万２３００円について、平成１３年１２月１４日にされた本件債権に対する交付要求に基づく同額の配当を受け、この配当額を上記租税に充当する処分（以下「本件処分」という。）をした。（甲９、１０、弁論の全趣旨）

カ 平成１３年１２月２１日、北那覇税務署長は、原告に対し、同日付け配当計算書謄本を送付し、本件債権について、北那覇税務署長が確認した租税債権額及びこれにかかる債権差押えに対する配当額が２３２万５３９９円であること（前記エ）、那覇税務署長が確認した租税債権額及びこれにかかる交付要求に対する配当額が２３１万２３００円であること（前記オ）、原告に交付する残余金が９８０万５３０１円であり、同年１２月２８日午前１０時に北那覇税務署において原告に対して同額の金員を交付することなどを通知した。（甲９、弁論の全趣旨）

キ 平成13年12月28日、那覇税務署長は、亡A相続財産管理人に対し、
本件処分にかかる同日付け充当通知書を送付した。（甲10、弁論の全趣旨）

ク 平成14年1月18日、北那覇税務署長は、原告に対し、本件債権の差押
えにかかる同日付け充当通知書を送付した。（甲11、弁論の全趣旨）

2 請求原因の要旨

（1）原告は、Aの申告所得税及びその延滞税について、Aの保証人になってい
ないにもかかわらず、平成13年12月28日、本件処分により、那覇税務
署長の交付要求にかかる231万2300円を徴収された。

（2）よって、原告は、被告に対し、悪意の不当利得の返還として、231万2
300円及びこれに対する被告による徴収日の翌日の平成13年12月29
日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による金員の支払を求める。

3 被告の主張の要旨

（1）原告の本件請求は、国税として納付又は徴収された金員について、納付又
は徴収の当時から、法律上の原因を欠くとして不当利得返還を求めるもので
あるから、民法上の特則にあたる国税通則法56条1項に基づく誤納金の還
付の請求と同法58条1項に基づく還付加算金の支払の附帯請求をするもの
と解される。

（2）那覇税務署長において、Aの租税について、原告の本件債権につき本件処
分をしたことは、法律の規定に基づいて適正な手続を踏まえて原告が保証人
であると認めたことに基づくものであり、誤納金の還付請求権は発生してい
ない。

（3）仮に、原告の主張するような誤納金の還付請求権が発生しているとすれば、
本件処分のされた平成13年12月21日あるいは遅くとも納税通知書の送
付を受けた同月28日ころから、5年の経過により時効消滅（国税通則法7
4条1項）している。

第3 当裁判所の判断

1 前記第2の1前提となる事実に加え、証拠（乙1）及び弁論の全趣旨によれば、

- （1）租税の本来の納税義務者に対して納税の猶予をする場合、その猶予にかかる金額に相当する担保を徴さなければならず（国税通則法46条5項）、その担保の一形態として税務署長等が确实と認める保証人の保証によることが認められている（同法50条6号）ものであること
- （2）納税者が国税通則法50条6号で保証人を担保として提供して納税緩和措置を受けるためには、納税者に納税の猶予申請書を提出させる（国税通則法施行令15条2項）とともに、保証人の保証を証する書面（同令16条4項）、担保を提供する旨の書面、保証人の印鑑証明書を添付し、税務署長に提出させる取扱いになっている（国税通則法基本通達54条関係）こと
- （3）これらの各書類の提出を受けた税務署長において、保証人が納税者に代わって納税するだけの資力が十分であることを調査した上で、保証を認めるか否かを決定すること
- （4）税務署が納税保証時に納税者から提出された納税保証書及び印鑑証明書は、国税債務の消滅後は納税者に返却することになっていることがそれぞれ認められる。

前記第2の1前提となる事実及び上記の認定事実を踏まえて、検討するに、原告は、前記第2の2請求原因の要旨のとおり、Aの申告所得税及びその延滞税につきAの保証人になっていない旨を主張する。

この点、平成13年の当時、原告と亡A相続財産管理人との間では、裁判所の調停制度を利用して、本件土地につき取得時効による所有権の移転登記を実現するなど、一定の協力関係にあったことが認められ（なお、被相続人亡Aの相続財産管理人選任申立事件（那覇家庭裁判所平成●●年（〇〇）第●●号の申立人は、原告の娘である。）、他方で、本来の申告所得税及びその延滞税の納税義務者である亡A相続財産管理人に対し、納税の猶予を得るために、原告

自身が保証人となることの契機が十分にあったものと窺える。そして、原告がそのような租税の保証人であることを証する書面が整っていたことは、上記の認定事実に照れた取扱実務に照らして、十分に推認できるところである。

してみると、原告は、本件処分的前提となるA（亡A相続財産管理人）の申告所得税及びその延滞税につき保証人になっていたものと認められる。

なお、原告は、被告の作成した「確認書（案）」（甲第13号証）が存在するとして、これをもって、被告が自ら原告から徴収できないことを証明しているなどと縷々主張するのであるが、趣旨が不明というほかなく、これを採用することはできない。

- 2 したがって、原告の本件請求は、これを誤納金の還付請求等であると解するとしても、その余を検討するまでもなく、理由がないものと判断する。

第4 結論

よって、主文のとおり判決する。

那覇地方裁判所民事第2部

裁判官 平田直人

物 件 目 録

所 在	島尻郡
地 番	2 1 6 6 番 1
地 図	畑
地 積	1 3 1 3 平方メートル